「人権教育のための世界計画第4フェーズ (2020 - 2024) の 行動計画 | について

石村 秀登

はじめに

国連人権理事会は、2019年7月、人権教育のための世界計画第4フェーズ(2020-2024)の行動計画(Plan of action for the fourth phase (2020-2024) of the World Programme for Human Rights Education)を採択(UN, A/HRC/42/43)している。これは、2005年から開始された「人権教育のための世界計画」第 $1\sim$ 第4フェーズの最終にあたる。ここでは、その第4フェーズの概要を示して要点を明らかにし、若干の考察を加えてみたい。

1. 「人権教育のための世界計画」の経過

この計画は、1995 年から 2004 年の「人権教育のための国連 10 年」をふまえて、継続的に人権教育を推進していくため、2004 年 12 月 10 日に第 59 回国連総会で採択されて2005 年から開始された。そこでは、終了時限を設けずに、第 1 から第 4 フェーズの行動計画が策定されている。第 1 フェーズ(2005 – 2009)は、初等中等教育における人権教育(human rights education in the primary and secondary school systems)がテーマである。第 2 フェーズ(2010 – 2014)は、高等教育における人権教育および公務員、法執行者や軍人のための人権研修(human rights education in higher education and human rights training for civil servants, law enforcement officials and the military)がテーマである。第 3 フェーズ(2015 – 2019)は、第 1 及び第 2 フェーズの実行を強化し、メディア専門家とジャーナリストのための人権研修を促進すること(to strengthen implementation of the first two phases and promote human rights training for media professionals and journalists)がテーマである。そして、第 4 フェーズ行動計画(2020 – 2024)は、人権教育による若者のエンパワーメント(youth empowerment through human rights education)がテーマである。

2. 「人権教育のための世界計画 | 第4フェーズの背景、目標、内容と方法

それでは、現在進行中である「人権教育のための世界計画」第4フェーズ行動計画(2020-2024)について詳しく検討してみる。

計画文書ではまず、人権教育を改めて以下のように定義している(Fourth Phase, p.17.)。

人権教育とは、以下を育成する、生涯にわたるプロセスである。

- (a) 知識及び技術:人権について学び、日常生活で人権を行使する技術を身に付ける。
- (b) 態度:人権尊重の態度、価値観及び信念を発展させる、あるいは強化する。
- (c) 行動:人権を守り、促進する行動をとる。

このように、人権教育とは、人権について知識を得て技術を磨き、人権尊重の姿勢態度を身に付け、人権促進のために行動を起こせることを目指す教育であり、その実現に向けた計画が「人権教育のための世界計画」である⁽¹⁾。

この第4フェーズのテーマは、人権教育による若者のエンパワーメントであり、若者に 焦点が当てられている。若者について、文書では、「若者に関する国際的に合意された定 義はない」とし、「若者とは一定の年齢層を指すものではなく、進化し続けている能力を 備えた個人で構成されている流動的で不均一なカテゴリー」であるとしている。したがっ て、「国連事務局は統計的な目的のため、『若者』を15歳から24歳までの年齢層に属して いる者と定義していることを認識しつつも、この行動計画は、国連の諸機関及び組織並 びに加盟国によって使用されているその他の定義も偏見なく認めている。」(Fourth Phase, p.22.)

このテーマの背景について、計画文書は以下のように述べている。

「若者に影響を与える政策または将来影響を与えることになる政策の形成と実施に、若者が包括的に参加することは必須である。人権教育は、若者が積極的な市民としての自分たちの役割を理解、認識、遂行し、行動を起こして自分自身や他者の人権を擁護し、そのような仕方で公的な問題や民主的意思決定の過程に参加できるよう、若者に力を与える。人権教育は、平和で公正かつ持続可能な世界の実現に向けた、若者のエンパワーメント、育成、参画のための鍵となるものである。」(Fourth Phase, p.25.)

また、このフェーズの目標を、世界計画全体の目標に基づいて次のように掲げている。 (Fourth Phase, p.25-26.)

- (a) 人権教育のための世界計画のこれまでのフェーズの各期間中に達成された進展を基盤とし、差別なく包摂されたすべての若者のために、若者をリーダーの役割に配した 人権教育に関する持続可能な国内戦略の作成、採択及び実施を奨励すること。
- (b) 公的及び非公的教育、ならびに間接的でインフォーマルな学習において、若者のため、 若者とともに、若者により行う人権教育を拡充し、社会的に排除されているか、ある いは脆弱な状況にある若者を優先すること。
- (c) 公的及び非公的教育における若者のための人権教育について、各国の進展を評価することができるよう、重要な構成要素及び行動に関する指針を提供すること。

- (d) 若者のための人権教育プログラムの作成において、若者の参加とリーダーシップを 奨励し、支援すること。
- (e) 若者のための人権教育を、若者の人権の保護及び促進のためのその他の活動を補完する形で推進すること。
- (f) 若者のための人権教育が、2030 アジェンダに照らした持続可能な開発の達成及び現在のグローバルな諸課題の防止・取組にもたらす貢献を強調すること。
- (g) 人権、若者、教育及び持続可能な開発に取り組んでいる地方、国内、地域の及び国際的な政府機関や市民社会組織間において、若者のための人権教育のネットワーク構築及び協力を奨励すること。

このような背景と目標から読み取れるのは、次のようなことである。すなわち、それまでのフェーズにおいても初等中等教育や高等教育での人権教育の必要性が示されているが、最終段階に至っては、幅広く若者が民主的意思決定の過程に参加し、平和で公正かつ持続可能な世界を若者自らが創り出すことを求めている。持続可能な世界を形成する主体として、若者が位置づけられているのである。そして、若者には、単なる被教育者ではなく、人権教育活動そのものに主体的に関わることが期待されており、身近な場面のみならず世界的な課題解決に向けても積極的に行動することが必要とされている。

このことはすでに、2018 年、国連が、SDGs の達成に向けた行動にはユースの力が不可欠であることを表明し立ち上げた「ユース 2030 戦略」でも強く打ち出されている。「若者とともに、若者のための国連を実現するための基盤を強化する」として、「若者のエンパワーメント、発展、参画は、それ自体が目的であると同時に、より良い世界を構築するための手段でもある。国連は、若者とパートナーシップを組み、彼らの声が聞かれるだけでなく理解され、参画するだけでなく力が与えられ、グローバルな取り組みやプロセスを支援するだけでなくそれを主導できるようにしなければ、その使命を達成することはできないと認識している。若者は、すべての人により良い世界を築くための国連の活動において、本格的なパートナーとなる必要がある。というのも、若者は、受益者であると同時にパートナーでもあるからだ。」そして、この中で挙げられている優先課題5つのうち、第4の課題は、「若者と人権―若者の権利を守り促進し、彼らの市民的・政治的参画を支援する」、となっている。若者のあらゆる権利を主流に組み込み、政治や公務への参加を促すことなどが盛り込まれ、人権教育の推進が掲げられているのである。(2)

第4フェーズの具体的な人権教育の内容は、知識、スキル、態度に分けて示されている。ここでは特に態度や行動を重視しており、自分自身及び他の人々の尊重、多様性の尊重及びその価値の評価、自ら持っている偏見や偏りに気付くこと、人権を保護し傍観者にならないこと、リーダーや仲介者もしくは活動家として実行する意欲、などである。(Fourth Phase, p.22.)

さらに、人権教育の適切な方法についても言及されている。「若者のための人権教育の適切な方法論は、若者によって考案されるべき」とし、若者たち自らが様々な方法を適用して人権教育活動を行うことが推奨されるとともに、以下のような含めるべき事柄が示されている。注目すべきは、学習者中心の方法が求められていることで、「青少年が人権の概念を自分たちの生活や経験に応用できるようにするための体験型の学習方法論」や、「ピアラーニング、できれば成人による監督なしに、青少年がよく集まる安全な場所で行うことで、青少年の間に情緒的つながり、対話及び理解が生まれるようにし、青少年の参加者から情報を求めて、青少年の意見を中心に据え、青少年による社会運動や青少年の擁護者及びその他の指導者を紹介し、青少年主導の組織の取組を支援する」ことなどが示されて

3. 若干の考察―若者のエンパワーメントはいかにして可能か

いる。(Fourth Phase, p.22.)

ここで、若者のエンパワーメントについて考察を加えてみたい。エンパワーメントとは、一般的に、誰かに力を与えたりその力を引き出したり強化したりするような意味で使われるが、この力は、自らの意思決定によって主体的で自発的に行動する力である。したがって、力を与えるというのは、権限を行使する機会と能力を与えることであり、権限委譲の意を含んでいる。

このような理解に従って若者の人権教育を捉えると、一般的に行われている人権教育に おいて見逃されがちな点が見えてくる。若者への人権教育で行われている活動の多くは、 人権の擁護、つまり、少数者や社会的弱者を保護し、彼らを傷つけず人権侵害が生じない ような配慮を、あらかじめ多数者に求めることが目指されている。例えば、近年学校教育 において次第に意識されるようになりつつある性的少数者への関わりにおいても、男女で 括ってしまうことに違和感を持つ人が少数いるのだから、彼らが精神的身体的苦痛を味わ わずにすむようあらかじめ配慮し、差別感情を持つことがないように教育啓発することが 必要だ、と考える。もちろん、そのような仕方で人権擁護の感覚や態度を身に付けさせる ことが必要な場合もあるが、ここで取り上げた第4フェーズで強調されている若者のエン パワーメントの視点に立てば、少数者や社会的弱者とされる若者が、直接自らの権利を周 りの若者に訴え、若者同士でその問題の解決を模索し、若者がこれからの社会で彼らと共 によりよい社会を創りあげていくための行動を起こすことができるように、教育者はそれ らを可能にする場所と機会を積極的に提供すべきだ、ということになるだろう。つまり、 人権に関する知識や技術、態度を身に付けて行動できるようになるのは、教育者が先んじ てそれらを直接与えようとして指導するからではなく、若者自らが体験的に人権を獲得す るプロセスを経るからなのだ、という理解に至らなければならない。そのような場所を保 **©してこそ、若者の若者による人権教育が成立するのではないか。**

このような人権教育の捉え方においては、自らの権利を周りに主張したり互いに議論したりすることが必要になるので、それは、対人コミュニケーションの場で積極的に自己主張し、相手に働きかけることを主眼とするアサーション(assertion)の導入に通じるかもしれない。アサーションは、近年、人権教育にも取り入れられつつあるが⁽³⁾、対人関係において、相手との関係を断ち切ることなく自己主張を上手に行うための道具として理解されており、いわば「うまく断る術」や「適切な交渉術」として普及しているように思われる。すなわち、これは、自己主張をする側ができるだけ率直に適切な方法で、衝突を生み出さないように相手に伝え、かつ相手を傷つけたり、相手の権利を奪ったりすることがないよう、配慮して行うものであるから、他者とのやりとりの結果、不都合が生じて、そこからその解決をとおして人権感覚を高めていく、という手順には発展しづらいようにも感じられる。とはいえ、若者のエンパワーメントの推進を図る上では、体験型の学習方法やピアラーニングなどの導入と併せて、アサーションの考え方を取り入れていってもよいのではないだろうか。

注

World Programme for Human Rights Education, Fourth Phase, Plan of Action. UNESCO 2022. からの引用、参照については、(Fourth Phase, 参照ページ)で示している。国連広報センター(https://www.unic.or.jp/)の訳を参考にし、修正を加えている。

- (1) 石村秀登「持続可能な開発のための教育 (ESD) が目指すもの」、『熊本県立大学教職課程論集』 3 号、2020 年、22 頁を参照。
- (2) 国連ユース戦略『YOUTH2030 若者とともに、若者のために』を参照。
- (3) 吉田寿夫、園田雅代「人権教育に関わるアサーション・トレーニングー『自他相互尊重』を具現化するコツー」、『教育心理学年報』第53集、2014年、237-240頁、を参照。また、神奈川県教育委員会「人権学習ワークシート集団 一人権教育実践事例・指導の手引き(高校編第16集) 平成31年、を参照。